

## 関連資料6 用語集

愛知目標	2010年に生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された国際目標。2020年あるいは2015年を目標年とし、20の具体的な数値目標からなる。個別目標11には、2020年までに、沿岸域及び海域の10%を保護地域等により保全することが盛り込まれている。
アジア保護地域憲章	第1回アジア国立公園会議（2013年仙台開催）の合意文書として、アジアにおける保護地域の特質と方向性を示したもの。
エコシステムアプローチ	2000年に生物多様性条約（CBD）第5回締約国会議（COP5）で合意された、保全と公正な方法での持続可能な利用を促進する、土地資源、水資源、生物資源の統合管理のための戦略。12の原則と運用指針からなる。
EBSA (Ecologically and Biologically Significant Marine Areas)	生態学的・生物学的に重要な海域のこと。生物多様性条約（CBD）第9回締約国会議（COP9）でEBSAを特定するための7つの基準が採択された。我が国の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、それら7基準に準じた基準により抽出された。
沿岸域	ここでは、環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」における定義を用い、我が国の領海かつ水深200m以浅の場所としている。
沖合域	ここでは、環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」における定義を用い、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）の内、上述の沿岸域を除く場所としている。
海域特別地区	自然環境保全地域の中で特に保全を図る必要がある海域で、自然環境保全法の規定により環境大臣が指定した海域。工作物の設置、海底の形質変更、鉱物の掘採、指定動植物の捕獲・採取などの行為は環境大臣の許可を要することとなっている。
海溝	細長く、特徴的に非常に深い、非対称断面を示す海底の凹地。比較的急峻な斜面を有する。固有性・唯一性の高い生物種が生息し、断層がある場所では、化学合成生態系がみられる。日本の排他的経済水域内には世界でも最も深い9つの海溝のうちの4つ（千島海溝、日本海溝、伊豆・小笠原海溝、マリアナ海溝（北部））が連なっている。
海山	一つの大きな孤立した高まりで、海洋底から1,000m以上の比高を持ち、特徴的に円錐形をなす。湧昇流が起こることから底魚などの漁業資源が豊かな場所もある。冷水性サンゴ類などの固着性の種の分布がみられる。伊豆・小笠原弧や九州パラオ海嶺のほか多数の海山が我が国の排他的経済水域内に分布する。
海洋酸性化	海洋が、大気中に増加した二酸化炭素を吸収して酸性化すること。海水中の重炭酸イオンを用いて骨格や殻を作るサンゴや貝類への影響が懸念されている。
海洋生物多様性保全戦略	生物多様性国家戦略2010に基づき、生物多様性条約における国際目標や海洋基本計画を踏まえ、環境省が平成2011年3月に策定した戦略。日本の海洋における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な施策等を示している。我が国の海洋保護区の定義が示されている。
外来種	国内外の他地域から意図的・非意図的を問わず人為的に導入された生物種のこと。外来種の中には、導入先の生態系へ交雑・捕食等により深刻な影響を及ぼすものや、農林水産業などの産業へも悪影響をもたらすものがあり、これらは特に「侵略的外来種」といわれている。
海洋投棄	船舶等から海洋に廃棄物等を投棄すること。ロンドン条約1996年議定書によって、許可を得て水底土砂等を投棄する場合等の例外を除き、原則禁止されている。我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律によって国内実施が担保されている。

化学合成生態系	海底から噴出する流体（熱水や湧水）に含まれる化学物質（硫化水素やメタン等）を利用して化学合成を行う微生物が一次生産者となっている生態系。熱水噴出孔生物群集や湧水生物群集を含む生態系で、光合成を基盤とした生態系とは全く異なる生態系を成す。
国際海底機構 (ISA : International Seabed Authority)	国連海洋法条約及び同条約第 11 部の実施協定の規定に従って、深海底における活動を組織し及び管理する機関。国連海洋法条約が「人類の共同の財産」と規定した深海底（すべての沿岸国の大陸棚の外側にあつていずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下）の鉱物資源の管理等を目的とする。
国連海洋法条約 (UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea)	1982 年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994 年 11 月に発効した。全 17 部 320 条の本文及び 9 の附属書並びに実施協定から成る。領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等の海域に関する諸規定の他、海洋環境の保護及び保全や海洋の科学的調査等、海洋に関する諸事項について包括的な規定を置いている。また、国際海洋法裁判所のような国際機関の設立を伴う規定も含まれる。
順応的管理	当初は想定しない事態の発生をあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、その目標を達成しているかをモニタリング（監視）と最新・最善の科学的データによって絶えず検証しながら、その結果に合わせて、目標や事業内容の見直しを行うもの。特に野生生物や生態系の保安全管理に用いられる、不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システム。
深海平原	深海における、広大かつ平坦であり、緩やかに傾斜するか、ほとんど水平な地域。微小生物の多様性が高い生態系をもつが、生産性が非常に低く、攪乱に対して脆弱である。
生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity)	1992 年に採択され、1993 年 12 月に発効した。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。
生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	生物多様性国家戦略 2012-2020 及び海洋基本計画において言及された「平成 32 年までに我が国の管轄権内水域の 10%の保護区化」に向けて、環境省が抽出した海域（2016 年公表）。EBSA クライテリア等を基本とした 8 つの基準に基づき、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に抽出したもの。
ゾーニング	保護地域を設定する際の地域区分のこと。
APEI: Areas of Particular Environmental Interest	深海底鉱業の潜在的影響から生物多様性や生態系構造等を保護するために国際海底機構により設定された区域。現時点では、マンガン団塊の探査鉱区が存在するクラリオン・クリッパートン海域に設定されている。
熱水噴出域	マグマにより熱せられた海水がミネラルや硫化物、水素、メタン、マグネシウム、金属等を含み地殻から噴出する場所。シロウリガイ類やハオリムシ類等からなる熱水噴出孔生物群集が形成される。中央海嶺や背弧海盆等にみられる。
湧水域	プレートの沈み込みによって付加体が圧縮されることで付加体堆積物中の硫化水素等を含む間隙水が絞り出され、それが海底面まで到達して湧き出す場所。シロウリガイ類やハオリムシ類等からなる湧水生物群集が形成される。南海トラフなどの沈み込み帯でしばしばみられる。
予防的アプローチ	1992 年の国連環境開発会議において採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の第 15 原則に基づき、重大なあるいは取り返しのつかない環境破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で、環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期せず、各国の能力に応じて取り組む方法のこと。